

後回し項目・提言書にない項目

◆ 後回しになっている項目

- (1) 名称
- (2) 前文
- (3) 基本となる用語・・・・・・別紙参照

◆ 他市にはあるが提言書にはない項目

- (1) 基本となる用語

○協働

- (2) 附属機関等（審議会等）

○地方公共団体は、法令・条例の定めるところにより、調査・研究・審議などを行うため、執行機関の附属機関として審議会等を置くことが出来る。

※委員の公募・構成・任期・選考手続など。

※会議の公開など。

- (3) 市民意見提出制度

○市の計画などを策定する時、素案段階で公表し、市民の皆さんから意見を募集する。寄せられた意見を参考にして最終案を決定し、同時に、寄せられた意見への市の考え方を公表する。

※対象・意見に対する行政の対応など。

- (4) 説明責任

○議会や行政の透明性を高めるための制度・考え方。

- (5) 個人情報保護

○通信技術の進展・個人情報の商業利用等を背景に、個人情報の保護意識が高まっている。

- (6) 行政手続

○行政運営の透明性を確保するため、行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関するルールを明らかにする。

- (7) 政策法務

○法を意識して政策を企画・実施するとともに、条例等を使って課題を解決しよう

とするもの。

(8) 法令遵守

○行政は常に法令を遵守し、公正に運営しなければならない。

(9) 公益通報

○行政運営において違法又は適正な行政執行を妨げる行為があり、市民全体の公益に反するおそれのある場合、職員の公益通報に関する仕組みを定めるもの。

※通報の対象となる事項、通報することが出来る者の範囲、通報先、通報者に対する保護の内容など。

(10) 行政評価

○行政が、政策について、あらかじめ設定した基準や指標に照らして、その達成度や成果・執行状況等を判定するもの。